

通常学級における自立活動の視点を取り入れた授業実践

— 外部専門家との協働によるセンター的機能充実事業をとおして —

佐藤 長 武*

(キーワード：特別支援教育，自立活動，通常学級，外部専門家，センター的機能)

1 はじめに

2004年、本邦において、「障害者の権利に関する条約」が発効し、各学校の設置者及び学校は、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として合理的配慮の提供に努めなければならないと規定された。さらに、2007年、特別支援教育が学校教育法に位置付けられ、すべての学校において障害のある児童生徒への支援の充実が求められるようになった。すなわち、通常学級に在籍する学習障害等の児童生徒を特別支援教育の対象とし、これまで十分な支援が受けられなかった発達障害やその可能性のある児童生徒にも、より適切な支援の機会を提供するなど、通常学級における特別支援教育の充実が目指されることとなった。

小・中学校の通常学級では、知的発達に遅れはないものの、学習面又は生活面で著しい困難を示す児童生徒の割合は6.5%であると報告されている(文部科学省、2012)。このように、義務教育段階において特別な教育的支援を要する児童生徒は増加していることから、学習面や行動面などで困難を示す児童生徒に対する支援において、学習規律の確立を目指す指導や授業改善の取組など(柳橋・佐藤、2014;八木、2015;山下・岡村、2018)、学級全体を対象として指導を充実させることにより、個に応じた支援や配慮を可能にする学級づくりが求められている。ところで、近年、子供の姿勢や身体の動きの未熟さが指摘されている。発達障害児が有する姿勢保持の弱さや動作のぎこちなさといった運動に関わる技能の未習得については、従来から論じられているところであるが(香野、2010;栗田ほか、2015)、学校での指導や支援の状況は、十分とはいえ学習面や生活面でまだまだ苦戦を強いられているのが現実である(中尾、2011)。しかしながら、近年、通常学級における特別支援教育の充実に対する機運の高まりや、森(2012)が指摘するように、発達性協調運動障害児は、運動の不器用が原因となって活動への不参加や自尊心の低下等の二次障害を招く可能性があることから、通常学級における姿勢制御に

関する指導は、重要な指導内容であるといえる。姿勢制御に関する指導に際しては、専門家の助言が有効であることは言うまでもなく、日常生活動作の改善や関節・筋力への働きかけから能力向上のサポートを行う動作の専門家である理学療法士が小学校へ介入し効果を上げている(鈴木ほか、2013)。

特別支援学校の教育課程は、小・中学校等に準ずる各教科に加えて障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための特別な教育課程である自立活動で編成される。特別な教育的支援を要する児童生徒の増加に対応して、通常学級において自立活動の視点を取り入れることは意義深く、適切な支援や個々の児童の障害の状況等に応じた指導内容や指導方法の工夫が求められているのである。

鳴門教育大学附属特別支援学校(以下、本校とする)が、特別支援教育のセンター的機能(以下、センター的機能とする)の一つとして実施する地域の学校園に対する巡回相談では、通常学級における支援方法の工夫改善に関する助言を求められることが多い。さらに、本校では、従来から学校内外の幼児児童生徒の支援に関して外部専門家を活用しており、関係者から高い評価を得ている。そこで、通常学級における自立活動の視点を取り入れた姿勢制御の授業実践を外部専門家との協働により実施した。

本稿では、外部専門家の活用を含めて本校のセンター的機能を紹介し地域の学校の教育的ニーズ等を明らかにし、自立活動の指導について概要を述べる。その上で、外部専門家と協働で行った実践について報告すると共に、成果と課題を検証し、授業改善につなげることを目的とした。

2 特別支援学校による地域支援

1) 本校のセンター的機能

特別支援学校は、小・中学校等の教員への支援、特別支援教育に関する相談・情報提供、障害のある児童生徒

*鳴門教育大学附属特別支援学校

等への指導・支援、関係機関等との連絡・調整、小・中学校等の教員に対する研修協力、障害のある児童生徒等への施設設備等の提供といったセンター的機能を有しており、インクルーシブ教育システムの中で重要な役割を果たすことが求められている。

本校は、徳島市の吉野川下流域に位置する知的障害を対象とする特別支援学校である。小学部18名（複式3学級）、中学部18名（3学級）、高等部23名（3学級）の計59名の児童生徒が在籍しており、約6割が自閉症である。校訓「自立（じりつ）、真実心（まごころ）、共生（きょうせい）」のもと、児童生徒一人ひとりの特性や発達段階に即し、その可能性を最大限に伸ばすとともに、主体的に社会参加するなかで、他者を大切にしながら健康で豊かな生活を送ることができるような児童生徒の育成をめざしている。

センター的機能を代表する部署として、2012年に「発達支援センター」が設立され、専任でセンター長を務める著者の他2名の巡回相談員を配置し、年間およそ200件の教育相談、研修講師依頼等に対応し、地域におけるセンター的機能を実践的に発揮するとともに、本県の教育の発展に寄与する使命を果たしている。

2019年度の学校種別ごとの相談件数の割合は、就学前（幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園を含む）が約50%、小学校が約40%、中学校が約3%、高等学校が約8%である。相談内容では、指導・支援方法に関する相談・助言が約60%を占めている。具体的には、通常学級（集団場面）での個別的な教育的ニーズがある幼児児童生徒への支援方法の工夫改善等について助言を求められることが多く、次いで、標準検査の実施を含むアセスメントの依頼が多い。具体的な主訴は、全体指示が通らない、感情コントロールが困難、注意集中の困難、学習ルールが定着しない等である。通常学級では、教科を問わず学習の前提となる事項に対して教員は指導困難と認識しており（佐藤，2015）、学習・生活を効率よく進めるために、学級全員が身に付けていれば集団全体を動かしやすい支援方法に対する教員の意識が高い（櫻井・佐久間，2007）。

2) 外部専門家の活用

本校では、幼児児童生徒の「からだ」、「こころ」、「まなび」の支援に対し専門的な視点からのアプローチの方法や具体的な支援方法について助言を受けるため、外部専門家として、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士を招聘し、相談支援の充実を図っている。

校内支援では、小学部、中学部、高等部それぞれの事例に対し、専門家の視点から助言や直接指導を受けている。放課後は、学部ごとにケース会議を行い相談事例に関する指導理論や指導方法を共有している。また、学年

末には、療法士ごとに全校事例報告会を行い各学部から1事例ずつを報告している。報告会では、各療法士から直接助言を受けることができることや、他学部の報告を聞くことにより、発達段階に応じた指導方法を知ることができるため教員の専門性向上に大きく寄与している。

校外支援では、地域の学校園の求めに応じて外部専門家を派遣する機会を年間10回程度設定し、情緒面や身体の育ちに関するサポートが必要と考えられる幼児児童生徒に対するアセスメントや直接指導、教員等への助言及び情報提供を行っている。すべてのケースにおいて巡回相談を担当する本校教員が同行して支援のポイントや所見を記録しながら、相談・指導スキルを向上させる実地研修を兼ねている。

3 自立活動の指導

1) 自立活動の指導の内容と意義

特別支援学校の教育課程は、小・中学校等に準ずる各教科に加えて障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための特別の教育課程である自立活動で編成される。

自立活動の「内容」は、6区分27項目で示されており、その中から個々の児童生徒の障害の状態や発達の程度に応じて必要な項目を選定し、関連付けて具体的な指導内容を設定する。自立活動の指導は、自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて行われるものであり（文部科学省，2017）、心身の調和的な発達の基盤に着目して指導されるものである（文部科学省，2018）。このように自立活動の指導は、自立活動の時間における指導や限られた空間だけで指導が完結しないように、学校生活や家庭生活に般化させていく視点が必要である（分藤，2016）。

2) 通常学級における実践

小・中学校においては、特別支援学級や通級指導教室で、自立活動を取り入れた特別の教育課程が編成できると規定されている（文部科学省，2017）。一方、通常学級では、特別の教育課程を編成できないため、自立活動の指導はできない。しかし、特別な教育的支援を要する児童生徒は増加に対応して、通常学級において自立活動の視点を取り入れることは意義深く、適切な支援や個々の児童の障害の状況等に応じた指導内容や指導方法の工夫が求められているのである。

通常学級における自立活動の要素を取り入れた指導の実践として、平原・笹山（2013）は、人とかかわり方やコミュニケーションが苦手な生徒に対して自立活動の「人間関係の形成」「コミュニケーション」の内容を取り入れた指導を行った結果、学級満足度が上昇したと述べ

ている。伊藤・伊藤（2018）は、通級指導教室の学習プログラムを学級担任に紹介し、学級内の該当する児童に効果的なプログラムを学級レクに活用する実践を小学校6学年の通常学級で行った。その結果、対象児童の気になる行動が減少し集団適応力が高まった事例を報告している。このことから、通常学級における自立活動の視点を取り入れた実践の有効性が示唆される。

4 授業実践報告

1) 問題の所在

注意集中の問題があり、授業中の離席や口頭指示が入りにくいとの主訴で筆者に相談依頼があった小学校1学年の男児が在籍する学級の授業観察を行ったところ、当該児童を含めて複数の児童について、足を組む、足底が床につかない、揺り椅子をする、ほうづえをつくなど座位の不良姿勢が認められ、児童の体幹の弱さが示唆された。このことが、授業中の集中を欠く要因の一つであると思われたが、担任教員は姿勢制御と学習や情緒の安定との関連についてあまり重視していない様子であった。

そこで、東京都教職員研修センター（2014）を活用し、姿勢制御の重要性や自己効力感、学校適応との関連について助言し、本校のセンター的機能として実施している理学療法士の直接指導について紹介した。その後学校長の承諾を得て実践を行った。

2) 実践の目的

理学療法士による実技指導を受けることにより、児童にボディイメージを意識させ体幹を鍛え良姿勢を意識させると共に、教員の指導技能を高めることを目的とした。

3) 実践方法

- ①対 象 A 小学校1 学年 22 名、教員 2 名。
- ②場 所 体育館
- ③指 導 者 T 1：理学療法士、T 2：筆者
- ④指導時間 45 分間

4) 実践（実技）内容

- ①準備運動：早歩き（笛の合図で方向を変える）、ストレッチ
- ②鉛筆コロコロ：体をまっすぐ伸ばして転がる（回転感覚を養う）
- ③くま歩き：マット上を高這い姿勢で歩く（腕支持感覚を養う）
- ④ジャンプ&ケンケンパー：両足着地、ケンケンパー（静止感覚を養う）
- ⑤ポール運び：不安定な台の上に落ちないようにポールを置く（バランス感覚を養う）

⑥フラフープくぐり：フラフープに触れないようにくぐる（ボディイメージを養う）

⑦片付け：マット、跳び箱等の重いものを協力して運ぶ

※②～⑥は、サーキット形式で2セットずつ行った。

5) 結果

実践終了後の児童の感想は、ほとんど全員が「楽しかった」と答えたが一部、「疲れた」「しんどかった」との意見があった。今回の運動量としては決して多くはないが、それぞれの動作を確実にゆっくり行うとかなり大変であったと思う。それぞれの実技内容について気をつけるところを師範しながら行ったので、理解がしやすいようであった。また、実践後は授業中に姿勢が崩れた場面でも教員の言葉かけで修正できる児童が増加したようである。

教員の感想は、「具体的な指導内容が分かってよかった」「それぞれの実技内容の意味がわかった」「難しく考えなくても今までにもよく似たことを行ったことがある」等であった。また、「準備や片付けが大変」「時間の確保が難しい」との意見があった。これについては、体育の授業の準備運動や朝の会などの短時間でできる活動を1つ取り上げて実施することや準備、片付け自体を活動のひとつとして捉えていることを説明した。

5 おわりに

1) 本実践の成果

児童は、姿勢制御の重要性を理解し意欲的に活動に取り組んだ。また、実践後は意識の高まりが見られ、授業中に姿勢が崩れた場面でも教員の言葉かけで修正できる児童が増加した。実践校の教員は、姿勢制御と学習や情緒の安定との関連について意識するようになり、今回実施しなかった学級も含め、全校で取り組む機運が高まった。最後に、本校は、地域の学校の教育的ニーズに対してセンター的機能を果たすことができた。併せて、身体的能力向上に関する指導理論と実践方法などの専門性を身につけることができたことが成果である。

2) 今後の課題

本実践は、外部専門家がゲストティーチャーとして1回のみ行った実践であり、客観的な評価や日常生活場面への般化について十分検討できていない。実践校には、継続して巡回相談を行っていることから、引き続きフォローアップを行う予定である。

また、日常の指導を担う地域の学校園の教員の専門性の向上に引き続き取り組む必要がある。本校では、センター的機能の1つとして長期休業日中に公開講座を開催

している。その機会を捉え、外部専門家による実技講習を開催することにより、地域貢献に努めると共に、作業療法士との協働による手指の不器用さに対する支援、言語聴覚士との協働によることばの支援など新たな課題にも積極的に取り組んでいきたい。

謝辞

本研究にあたり、ご理解とご協力くださった学校長先生はじめ、諸先生方、並びに関係するすべての皆様に感謝申し上げます。

文献

- 粟田晏代・平田正吾・奥住秀之・國分充（2015）自閉症スペクトラム障害児における姿勢制御についての研究動向，東京学芸大学紀要，総合教育科学系Ⅱ，66，203－212.
- 伊藤大河・伊藤基晴（2018）学級レクを活用した通常学級に在籍する発達障害の可能性のある児童への支援—通級指導教室における学習プログラムの活用—共栄大学研究論集，16，29－40.
- 香野毅（2010）発達障害児の姿勢や身体の動きに関する研究動向，特殊教育学研究，48(1)，43－53.
- 櫻井久美子・佐久間宏（2007）通常の学級における特別な配慮を要する子どもたちへの支援—集団指導の中でできる指導法の工夫に着目して—，宇都宮大学教育学部教育実践センター紀要，30，183－196.
- 佐藤長武（2015）中学校における発達障がいのある生徒に対する合理的配慮について—通常の学級における支援ツールの作成と活用に関する研究—，平成26年度徳島県立総合教育センター長期研究員研究報告書，61，133－158.
- 鈴木厚太・塚原悠介・朴相俊・小林論史・小林正哉・中村崇（2013）理学療法士による姿勢指導を目的とした小学校への介入—児童・保護者・指導者を対象とした活動報告—，信州公衆衛生雑誌，8，52－53.
- 鈴木弘充（2009）小学校通常学級における巡回相談の課題，湘北紀要，30，15－20.
- 東京都教職員研修センター（2014）子供の体幹を鍛える研究：正しい姿勢のもたらす教育的効果の検証，東京都教職員研修センター紀要，13，141－162.
- 中尾繁樹（2011）通常学級におけるインフォーマルアセスメントの有効性に関する考察2—描画と姿勢の観察から—，関西国際大学研究紀要，12，25－35.
- 平原幸・笹山龍太郎（2013）通常学級における自立活動の内容を踏まえた不適応行動に関する指導の実践，長崎大学教育実践総合センター紀要，12，297－306.
- 分藤賢之（2016）「自立活動の指導」の現状と課題，古川勝也・一木薫（編著）自立活動の理念と実践～実態把握から指導目標・内容の設定に至るプロセス～，ジース教育新社.
- 森栄美子（2012）DCD（発達性協調運動障害）における発達と障害，障害者問題研究，40，26－33.
- 文部科学省（2012）通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について，https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/_icsFiles/afieldfile/2012/12/10/1328729_01.pdf（2020年12月10日閲覧）.
- 文部科学省（2017）特別支援学校小学部・中学部学習指導要領.
- 文部科学省（2018）特別支援学校教育要領・学習指導要領解説自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）.
- 八木秀文（2015）学習規律の生成過程としての授業づくりに関する考察，安田女子大学紀要，43，167－175.
- 山下綾子・岡村章司（2018）中学校通常学級における授業改善のためのコンサルテーションの効果—学年会におけるアセスメントに基づく支援の検討を通して—，LD研究，27(4)，478－490.
- 柳橋知佳子・佐藤慎二（2014）通常学級における授業ユニバーサルデザインの有用性に関する実証的検討—小学1年生「算数科」を通じた授業改善を通して—，植草学園短期大学紀要，15，49－56.